

## 「札幌市食育ボランティア」推進事業実施要領

### （目的）

第1 この要領は、札幌市食育推進計画に基づき、食育を広く市民運動として展開するために実施する「札幌市食育ボランティア」（以下、「食育ボランティア」という。）推進事業の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2 食育ボランティアとは、食生活、食文化、栄養・健康、農業生産、農業体験、食品製造、食品加工及び食品流通など、「食」に関する分野において、自らの知識や経験を生かした講習や実習などを通して、地域住民の「食」に関する学習意欲の喚起、学習活動の援助などの食育活動を実践する個人・団体をいう。

### （活動内容）

第3 食育ボランティアは、食育の推進を図るために活動要請のあった場合に次の活動を行う。

- (1) 郷土料理講習会・減塩料理講習会などの食育講座
- (2) 生活習慣病予防のための食育講座
- (3) 地域農産物の紹介・農業体験活動や加工体験活動
- (4) 環境に配慮した食生活など

### （登録及び公開）

第4 食育ボランティアの活動が円滑に行われるようにするために、次のとおり登録を行う。

- (1) 食育ボランティアへの登録を希望する者は、個人の場合は様式1－1、団体の場合は様式1－2により食育・健康管理担当課長あて申込みをするものとする。
- (2) ウェルネス推進部は、申込みがあった場合は、速やかに審査し、登録するか否かを決定し、申込者に様式2により通知するものとする。
- (3) 食育ボランティアの氏名・団体等は、市のホームページ等で公開するものとする。

### （登録の変更）

第5 登録内容に変更が生じた時には、個人の場合は様式3－1、団体の場合は様式3－2により変更連絡を行うものとする。

（登録の取消し）

第6 食育ボランティアとしての登録の取消しを希望する者は、様式4によりボランティアの登録取消し届を提出する。また、食育ボランティアとしてふさわしくない行為を行った者は、ウェルネス推進部において登録の取消しを行う。

（活動要請）

第7 参加者が10名以上見込めるときで、食育ボランティアの活動を希望する市民（以下、「依頼者」という。）は、次のとおり活動要請を行う。

- (1) 依頼者は、様式5により開催日の1か月前までに食育・健康管理担当課長あて申込みをするものとする。
- (2) ウェルネス推進部は、依頼者からの申込みを受け、活動内容等を確認の上、ボランティアの選択・調整を行い、必要により食育ボランティア登録の関係課へ連絡する。
- (3) 食育ボランティアの内諾後は、依頼者と食育ボランティアの間において事業詳細の打合せを行う。

（活動要請に係る費用）

第8 食育ボランティア活動は、原則無償とする。ただし、会場費、教材費、材料代、交通費等の活動に必要な経費は、依頼者が負担するものとする。

（食育活動報告）

第9 食育ボランティア（個人・団体）は、様式6により活動内容の報告を食育・健康管理担当課長あてに行う。

（その他）

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、平成21年3月21日から施行する。

附則 この要領は、令和3年10月25日から施行する。

附則 この要領は、令和6年6月21日から施行する。